

令和6年度宮崎県次世代育成支援対策施設整備補助金事前審査採点票

※審査項目のひとつでも◆審査対象外◆に該当する場合は、その時点で国庫補助協議対象施設としない。

審査項目		基準	配点	最高点
I 基本的要件	(ア) 市町村障がい者計画との整合性があり、整備予定地の市町村が今回の施設整備について推薦している。	市町村からの推薦あり	2	2
		市町村からの推薦なし ◆審査対象外◆	-	
II 法人運営	(ア) 法人の監査状況 ※ 法人が運営する障害福祉サービス事業所の 実地指導も含む ※ 申請法人と代表者が同一など密接に関連する法人の監査状況も含む	・過去5年の間に行政処分を受けている ・監査指摘から1年経過してもなお、改善されていない事項がある 上記のいずれかに該当する場合は◆審査対象外◆	-	-
	(イ) 法人の経営状況	直近2年分の決算書の提出があり、なおかつ、直近の決算において債務超過になっていない	2	2
		直近1年分の決算書の提出があり、なおかつ、債務超過になっていない	1	
		直近の決算において債務超過になっている。又は決算書の提出がない	0	
	(ウ) 役員構成(法人の事業運営のチェック体制等)	以下①～④のいずれも満たす ①役員が3名以上配置されている ②役員に配偶者及び三親等以内の親族以外の者が配置されている ③役員に監事など監査する者を配置している。又は、監査法人と契約している ④役員に社会福祉事業に関する識見を有する者が配置されている	3	3
以下①～④のうち3つ満たす ①役員が3名以上配置されている ②役員に配偶者及び三親等以内の親族以外の者が配置されている ③役員に監事など監査する者を配置している。又は、監査法人と契約している ④役員に社会福祉事業に関する識見を有する者が配置されている		2		
以下①～④のうち2つ満たす ①役員が3名以上配置されている ②役員に配偶者及び三親等以内の親族以外の者が配置されている ③役員に監事など監査する者を配置している。又は、監査法人と契約している ④役員に社会福祉事業に関する識見を有する者が配置されている		1		
以下①～④のうち1つ満たす。又はいずれも満たさない ①役員が3名以上配置されている ②役員に配偶者及び三親等以内の親族以外の者が配置されている ③役員に監事など監査する者を配置している。又は、監査法人と契約している ④役員に社会福祉事業に関する識見を有する者が配置されている		0		
III 事業の継続性・確実性等	(ア) 施設の設備基準の適合状況	設備基準を満たしていない ◆審査対象外◆	-	-
	(イ) 施設整備資金	寄付金、自己資金で整備予定で、財源について金融機関の残高証明書により証明され、全ての資金の確保が確実である	2	2
		自己資金は十分でないものの、寄付金や借入れにより全ての資金が確保できることが書面等により確認できる	1	
		資金を確保できる見込みが乏しい ◆審査対象外◆	-	
(ウ) 事業開始後の収支の見通し	収入・支出の算定基礎(人員配置・人件費水準・管理費等)が適切であり、かつ、収支が均衡する又は収支差額のプラスが見込まれる	2	2	
	収入・支出の算定基礎が恣意的であるなど収支計算が不適切な場合又は収支差額がマイナスで安定した運営が見込めない ◆審査対象外◆	-		

令和6年度宮崎県次世代育成支援対策施設整備補助金事前審査採点票

※審査項目のひとつでも◆審査対象外◆に該当する場合は、その時点で国庫補助協議対象施設としない。

審査項目		基準	配点	最高点
Ⅲ 事業の 継続性・ 確実性等	(エ) 事業開始時点の運営資金	直近の決算において、年間事業費の2/12以上の事業運営資金を確保している ※事業運営資金…財産目録の流動資産の現金・預金 ※年間事業費…整備予定施設の1年間の運営費	2	2
		直近の決算において、年間事業費の1/12以上2/12未満の事業運営資金を確保している。	1	
		直近の決算において、年間事業費の1/12未満の事業運営資金しか確保できていない ◆審査対象外◆	-	
	(オ) 社会福祉施設の運営実績	実績がある(3年以上)	3	3
		実績がある(3年未満)	2	
		実績なし	0	
	(カ) 管理者、児童発達支援管理責任者の配置	事業所開所までに管理者と児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者の配置が確実であり、かつ、配置予定の児童発達支援管理責任者は、児童発達支援管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての経験年数が3年以上ある(雇用契約書、雇用予定証明書、経歴書などの書面で確認できる)	4	4
		事業所開所までに管理者と児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者の配置が確実であり、かつ、配置予定の児童発達支援管理責任者は、児童発達支援管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての経験年数が3年未満である(雇用契約書、雇用予定証明書、経歴書などの書面で確認できる)	2	
		事業所開所までに管理者と児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者の配置の見込みはある(書面で確認できない)。	0	
		事業所開所までに管理者と児童発達支援管理責任者の要件を満たしている者の配置の見込みがない ◆審査対象外◆	-	
	(キ) 職員(管理者、児童発達支援管理責任者以外)の配置	事業所開所までに人員基準を満たすための職員の配置が確実である(雇用契約書、雇用予定証明書、経歴書などの書面で確認できる)	2	2
		事業所開所までに人員基準を満たすための職員の配置の見込みはある(書面では確認できない)	0	
事業所開所までに人員基準を満たすための職員の配置の見込みがない ◆審査対象外◆		-		
(ク) 用地の確保	用地の確保が確実である(確認書類あり)	2	2	
	用地の確保の見込みがある(確認書類なし)	0		
	用地の確保の見込みがない ◆審査対象外◆	-		

令和6年度宮崎県次世代育成支援対策施設整備補助金事前審査採点票

※審査項目のひとつでも◆審査対象外◆に該当する場合は、その時点で国庫補助協議対象施設としない。

審査項目		基準	配点	最高点
III 事業の 継続性・ 確実性等	(ケ) 立地条件等	都市計画法、建築基準法等の土地利用に関する規制に関して問題がない	1	1
		都市計画法、建築基準法等の土地利用に関する規制に関して問題がある ◆審査対象外◆	-	
		土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)に該当しない	1	1
		土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)、土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)に該当する ◆審査対象外◆	-	
		整備予定地の周辺住民の理解が得られている	2	2
		整備予定地の周辺住民の理解が得られていない ◆審査対象外◆	-	
		施設を中心とした半径500m以内にバス停又は駅がある	2	2
		施設を中心とした半径500m以内にバス停や駅がない	0	
		施設を中心とした半径1km以内にスーパーなどの商業施設がある	2	2
施設を中心とした半径1km以内にスーパーなどの商業施設がない	0			
IV 利用者 ニーズ	(ア) 県障がい福祉計画との整合性	整備予定地の障害福祉圏域において、当該サービスの提供量が必要見込量の8割に達していない	6	6
		整備予定地の障害福祉圏域において、当該サービスの提供量が必要見込量の8割に達している	3	
		整備予定地の障害福祉圏域において、当該サービスの提供量は必要見込量に達している	0	
		整備予定地の障害福祉圏域において、当該サービスの提供量が必要見込量を2割以上超過している ◆審査対象外◆	-	
V その他	(ア) 法人が運営する事業所における福祉・介護職員等処遇改善加算の取得状況	加算Ⅰを取得している	3	3
		加算Ⅱを取得している	2	
		加算を取得していない。	0	
	(イ) バリアフリー対応	全面バリアフリーである ※2階建てであってもエレベーターの設置がある場合も含む	3	3
		全面バリアフリーではない ※各フロアはバリアフリーであるが、2階建てでエレベーターの設置がない場合など	1	
		バリアフリーではない ◆審査対象外◆	-	
	(ウ) 看護職員の配置	事業所開所時点において医療的ケア児を受け入れるために看護職員を配置する予定あり	4	4
事業所開所時点において医療的ケア児を受け入れるために看護職員を配置する予定なし		0		
(エ) 過去の補助金(障がい児・者福祉施設等整備費補助金等)の受給状況	申請年度の前5年の間に障がい児・者福祉施設等整備費補助金(施設の創設に限る。)を受けていない	2	2	
	申請年度の前5年の間に障がい児・者福祉施設等整備費補助金(施設の創設に限る。)を受けている	0		
小 計 3 ページ				50